

島根県動物愛護管理推進計画について

計画改定の背景

動物愛護管理対策については、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、平成 20 年 3 月に「島根県動物愛護管理推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し対策を進めてきました。

「基本指針」の中間年にあたる平成 25 年 9 月に「基本指針」が改正され、計画期間の変更と新たな目標値が設定されたことから、本県の現状を踏まえ「推進計画」を見直すこととしました。

島根県動物愛護管理推進計画の概要

【第 1 計画策定の趣旨】

目 的：動物の愛護及び管理に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、動物の愛護管理に関する基本的な方針及び動物の適正な飼養・保管を図る施策等について定め、動物愛護及び動物の適切な飼育管理を推進

計画期間：10 年間（平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 36 年 3 月 31 日）

【第 2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針】

1. 「動物の命の尊厳を守り、動物を愛護する気持ち」を広く普及し、動物愛護を基本とした施策を推進
2. 動物を愛護する気持ち、考え方及び態度を育み、あわせて、社会的責任の自覚の基に、動物による不利益を被ることがないように、動物の適切な管理を図る施策を推進
3. 動物愛護を普及するために、適切な情報提供・普及啓発活動を推進

【第 3 動物の愛護及び管理の現状と課題】

1. 犬・猫の引取り数は毎年減少しているが、平成 23 年度以降減少が鈍化
2. 犬・猫の引取り数のうち猫が 78% を占め、さらに子猫が猫全体の 84% を占める
3. 飼い主のいない猫への餌やりによる猫の増加、糞尿・鳴き声等による環境侵害の増加

犬猫の引取り・捕獲数の推移



